

國立大學協會

會 報

昭和28年11月
第5号

「世界共同社会への教育」について
——ユネスコ専門委員会に出席して——

森 戸 辰 男

一、事業報告

第七回総会、役員会、委員会

(専門委員会) ……等

二、会計報告

1、昭和二十七年年度決算

2、昭和二十八年年度予算

3、昭和二十八年十月一日現在

三、彙報

会則、役員名簿 ……等

会 報

(第 5 号)

国立大学協会

目 次

「世界共同社会への教育」について

——ユネスコ専門委員会に出席して——

森 戸 辰 男……

二、会計報告

- 1、昭和二十七年年度決算……………二二
- 2、昭和二十八年年度予算……………二二
- 3、昭和二十八年十月一日現在……………二三

三、彙 報

- 1、国立大学協会会則……………二四
- 2、国立大学協会役員、委員一覧表……………二五
- 3、大学卒業予定者に対する就職試験期日に関する件……………二七
- 4、「進学適性検査について」(調査研究資料)送付……………二七
- 5、第七回総会時の要望書……………二七
- 6、大学設置審議会委員候補者推薦……………二七
- 7、医学教育に関する意見調査について……………二七
- 8、丸井学長御逝去……………二八

一、事業報告

- 1、役員 会(昭和二八・二・一四)……………七
- 2、第三、第四常置委員会専門委員会
(昭和二八・二・二二)……………七
- 3、第一常置委員会(昭和二八・三・七)……………九
- 4、役員 会(昭和二八・四・六)……………九
- 5、第二常置委員会(昭和二八・五・一五)……………十
- 6、役員 会(昭和二八・五・一六)……………十一
- 7、第六常置委員会(昭和二八・六・一)……………十二
- 8、第七回総会(昭和二八・六・一〇兩日)……………十三

「世界共同社会への教育」について

——ユネスコ専門委員会に出席して——

森 戸 辰 男

大学とユネスコ

たしか、昭和廿五年十一月の第二回総会のときであつたか。国立大学協会は「内外の情勢にかんがみ、国際平和と国際理解の促進は、特別の関心に値する。かかる見地より、われわれはユネスコ活動を支持するとともに、国際平和と国際理解に関する研究・教育の重要性を認め、その振興を期する」という申合せをした。また、これよりさき昭和廿三年五月には、全国大学教授連合はその第四回総会において「學術と教育を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする全国大学教授連合は、国際連合教育科学文化機関の思想に共鳴し、その活動に賛意を表し、わが国の参加の日の近からんことを希望する」という決議をしている。

その後、一昨年七月に、待望された日本のユネスコへの正式加盟が実現し、昨年八月にはその国内委員会が設置された。ところでこの委員会の六十人の委員中には、矢内原会長を始め二十四人（四割）の大学関係者が含まれており、副会長には沢田学長と私とが選ばれている。わが国ユネスコ運動の特徴は、これよりも早く諸地方で発達した民間運動にあるのだが、ここでも大学関係者の役割は非常に大きい。そのことは、九五にのぼるユネスコ協会のうち、大学関係者を会長とするものが二六（四分ノ一）あり、大阪・名古屋・岡山・山口など有力な地方の会長が本協会員であることからもうかがわれよう。また、この民間における成人のユネスコ運動とならんで、青少年のユネスコ運動がある。その実体をなすものは、諸大学の学生ユネスコ・クラブであり、クラブ数七九、会員数約二千五百と云われている。十月に行われたアジア地域の指導者セミナーには、日本代表の一人がこの団体から選ばれた。

以上は指標的な二三の事実すぎないが、これだけから見ても、日本の大学が色々な面でユネスコと近縁な関係にあることがわかる。しかも、これは日本だけのことではなく、ユネスコ加盟国のどこでも見られる世界的な現象であるらしい。そうしてこれは、一つには、ユネスコが教育・科学・文化の機関として、何よりもまず、大学とその関係者から幾多の協力を援助を仰がざるをえない事情にある、ということと、もう

一つは、終戦後、大学とその関係者の間に、対外関係においても、学内関係においても、「国際関係」が非常に重視されるようになったことと、起因するように思われる。

国際的な平和教育機関としてのユネスコ

ユネスコのめざすところは、教育・科学・文化を通じて、世界の平和と人類共同の福祉を増進するにある。したがって諸々の平和運動のなかで、ユネスコの担当する独自の役割は、しばしば引用される有名な句のように、「人間の心の中に平和の砦を築く」ことに求められる。別の言葉でいえば、平和精神の涵養、平和人の育成、これこそがユネスコの根本の使命なのだ。憲章の前言に「文化の広い普及と、正義・自由・平和のための人類の教育とは、すべての国民が果さなければならぬ神聖な義務である」といつているのも、この意味にほかならない。

ところで、現在、ユネスコ本部には教育のほかには、自然科学・社会科学・文化活動・大衆通報・技術援助・人物交換・文書出版の部局があつて、それぞれの部面で活動をしている。けれどもユネスコにおけるこれらの活動の特質は、その各々が独自の目的をもつた、ばらばらのものではなく、これらすべてが平和精神の涵養・平和人の育成という共同の、そして最高の目標を指向することによつて統合されている、という点に存するのである。

国際理解の教育から世界共同社会への教育へ

それゆえ、上記の意味での平和教育は、ユネスコ諸活動の基調をなすだけでなく、その精髓であり、生命であるとも云える。ところで、このように極めて大切な平和教育は、いつたいどんな名前呼び、どんなふうにして把握され定義されたらよいか。ユネスコにとつて最も基本的なこの問題が、問題として採り上げられたのは、つい二年前のことである。

これよりさきユネスコの平和教育は久しい間国際理解の教育 Education for International Understanding として知られてきた。教育局の中には、この名称の一課もあつた。といつて、それが専門化された一課の仕事に局限されてはならないことは誰にもわかつている。事実、こ

のほかにも、この平和教育は国際連合についての教授とか、世界人權宣言の普及とか、世界市民のための教育とかという名の下に、またその他色々な形で、ユネスコ事業計画の多くの部分で、直接的に間接的に、実行されてきている。ところが、それら諸活動の間の関係は明白でなく、従つて統一的な名称も概念もなく、一貫した指導も運営も確立してはいなかつた。そこで、ユネスコの執行委員会はこの問題を探り上げ、これを研究するために特別の小委員会を設けた。そしてこの小委員会は昨年、討議を重ねた結果、上記のユネスコ諸活動を簡単でしかも有機的に表現できる名称として「世界共同社会への教育」Education for a World Community—後に「世界共同社会において生活することのための教育」Education for Living in a World Community と改められた—を提案し、かつその内容が次のようなものであることを期待したのである。

一、世界共同社会のために人類を教育する処置が採られないかぎり、国連憲章の精神に則る国際社会を創ることは不可能である、ことを明かにすること。

二、各国はその信条と生活様式がいかに異つていても、国際機関に協力する義務とこれを為す関心とを合せ持つ、ことを明かにすること。

三、文明は多くの国民の寄与から生じたこと、そしてすべての国民は相互に依存することの非常に多い、ことを明かにすること。

四、現在ならびに過去における種々な国民の生活様式・その伝統・その性格・その問題と解決方法が相異なることの説明になるような基礎的な理由を明かにすること。

五、あらゆる時代を通じて、道徳的・知的・技術的な進歩は徐々に増大して、全人類の共同の遺産となつてきていることを明かにすること。世界はまだ相反する政治的な利害と緊張によつて分裂してはいるけれども、各国の相互依存は日々あらゆる面において一段と明確になつてきている。世界国際機構は必要であり、今や可能でもある。

六、国際機構の加盟国によつて自由に結ばれた取決めは、それらの国民によつて活潑に、かつ効果的に支持されるかぎりにおいてのみ、効力をもつ、ことを明かにすること。

七、とりわけ若い人たちの心の中に、この共同社会と平和とにたいする責任感をよびますこと。

八、改善された国際的な理解と協力の素地ができるように、児童における健全な社会的態度の発達を奨励すること

小委員会は、いま述べたようなユネスコの仕事の「再定義」のほかに、この仕事の「範囲と重要性の評価」と、これを推進するための「方法」についても討議した。そして、後者について次のような勧告をしている。すなわち、世界共同社会への教育という線で教師を養成する自主的なインスティテュートを造ることが望ましいが、財政上その他の考慮からこれはやめて、その代りに世界共同社会への教育に関する諸問題を総括的に検討するため、小人数の委員会を設けることを提案している。そしてその理由はこうである。各国の国内委員会こそが、ユネスコの諸目的を自国の諸条件に適應した教育方法に移すべき当事者であると思ふが、それにもかかわらず、この委員会の設置を提唱するのは、世界共同社会のための教育は、専門化し孤立化した一問題と考へてはならないからであり、また国内委員会の仕事を本部と協力しながら、強化し支持し豊富にするためには、ユネスコにかような委員会ができて、深遠な知識と洞見と判断をもつてこの問題を考慮してくれる学識経験者の意見を聴けると大変よい、と考へたからである。

世界共同社会専門委員会

本年の七月十五日より二十五日にいたる間、「世界共同社会において生活することのための教育の原則と方法を研究するための専門委員会」Expert Committee to Study the Principles and Methods of Education for Living in a World Community とする非常に長き名前の委員会がパリで開かれたのは、上記の勧告に基いたのである。

この委員会は、当初六・七人という小人数のものと考えられたが、後には十四人となり、地域と職場とを勘案して選定された。欧州から五人（伯・英・仏・瑞）、米州から四人（ブラジル・加・メキシコ・米国）、アジアから二人（印・日）、アフリカから二人（埃・リベリア）大洋州から一人（ニュージーランド）。ほかに西独にあるユネスコの三

つの研究所、すなわち社会科学研究所・青年研究所・教育研究所の所長と、国連協会の代表者がオブザーバーとして参加した。私は東アジア地域に住むものとして、また大学関係者として委嘱を受けた。もちろん、これは一個人としてであつて、政府を代表するものとしてではなく、所属団体を代表する者としてでもない。したがつてこれらからの制約を受けるものでないことは、言うをまたない。委員中には、大学関係のものが、私を含めて四人ある。

来年にわたつて存続するこの委員会の仕事は、「世界共同社会において生活することのための教育の原則と方法」とを討究することであつて、その一般的な仕事は次の二つの部分に分られる。

一、かような教育自体の原則と方法について勧告すること。

二、ユネスコがこの分野における自分の仕事をやつてゆく場合に遵奉しなければならぬ原則と方法について特殊な勧告をすること。

ところで、本年度の会合は第二の特殊な問題を主題とした。そのわけは、一つには、まず初めにユネスコの経験を実証的に検討しておくことが、後の一般研究の成果をあげるために望ましい、という点と、ユネスコが次の両年度の事業計画案を立てるのに役立つためには、本年中に委員会の勧告がなされることが必要である、という点からであつた。

委員会の課題

以上の理由から、本年の会合の主な課題は次のようなものとなつた。

一、世界共同社会において生活することのための教育に関連するユネスコの事業分野について、一般的な研究をすること。

二、この教育の分野においてユネスコが従来やつてきた事業を概観すること。達成された結果に照らして、用いられた方法の有効性を比較研究すること。

三、この分野におけるユネスコの事業を実行する場合に、準拠すべき原則を確立すること。

四、過去の業績を検討した上で定められた種々の方法の相対的有効性を明かにし、重要な仕事について妥当な方法を示唆すること。

五、以上を根拠として、一九五三・四年度の事業計画の実施と一九五

五・六年度の事業計画案の作成とについて勧告すること。

一見してわかるように、これは分量の上からも、多様性の上からも、さらに中々議論の分れる問題を含むという点からも、十日間の仕事としては過重なものであつた。委員会は日曜日を除いては、連日、朝の九時半から午後の一時まで、午後三時から六時まで大勉強でやつたが、問題を審議し尽くすというわけにはいかなかつた。したがつて、委員会の報告の作成は、記録された文書と審議の経過にもとづいて、委員長と起草委員に一任して、解散することになつた。ちなみに、この報告は「(一)序文(二)前文(三)原則について(四)方法について(五)一九五三—四年度の事業計画について(六)一九五五—六年度の事業計画案について(七)勧告及び決議(八)付録」とよりなるものと予想される。

ユネスコ活動の在り方

ここはパリの会合についての詳しい報告をする場所ではないので、私の気についた数点のみお伝えするに止めたい。

世界共同社会のための教育が如何なるものであるかについては、その一つとしてさきに小委員会の見解を紹介したが、日本のユネスコもその基本方針のなかでこれにふれて「学校教育はもとよりあらゆる方法によつて広くわが国民の間に、世界諸国民の生活と文化についての理解をひろめ、諸国民が相互に依存している事実の認識を深め、かつ、諸国民と協力する態度を育て、世界共同社会の成員としての自覚と責任感を養うこと」を述べている。

ところで、ユネスコはこの仕事をどう取上げたらいいか。というのは、ユネスコは(一)国際連合の機関として(二)主権加盟諸国の機関として、(三)国際的非政府機関と関係を担うものとして、(四)教育・科学・文化の媒体を通して働くものとして、(五)財源に制限があるため、その努力を最も重要な適切な活動に集中する必要に迫られているものとして、大きな責任とともに、その活動に幾多の制約を被るからである。

以上の諸点を念頭におきながら、ユネスコの直接活動と間接活動とについて次のような原則が立てられた。すなわちユネスコは、世界共同社

会の思想を推進するにあつては、この仕事のうちで、国際的政府機関によつてやられた活動のみが効果的でありうるような部分にのみその注意を集中すべきであつて、国内委員会や非政府団体でもこの仕事を同様にうまくやることのできるころでは、その直接活動を避けるべきだ、ということである。ユネスコはこの直接活動以外にも、国内委員会を促進して、その国のわく内で最もよく行われるような活動をこの委員会が引受けるように、また国際的非政府団体を促して、政府当局と違つて特に職業当局に適當した活動をこれらの団体が引受けるように、させるべきである。

次に世界共同社会への教育におけるユネスコの仕事は、目前の問題に介入することではなく、なかならず世界平和をめざして全人類を、わけでも次代を育成する長期的な遠大な事業であるべきである。と同時に、それは直ちに開始され、統一的な全面的な計画に従つて忍耐と持続性をもつて推進されなければならない。尤も、現状に即した緊急対策によつてさし迫る国際的な反目・対立・衝突の危険を減退させるような活動も辞してはならない。だが、この場合にも、優位は常に前者にあるのである。

包容的な方法

狭いユネスコの事業としてのわくを離れて、一般的な活動としてみると、世界共同社会への教育は、極めて包容性の豊かなものであることが望ましい。

主体の面にみれば、それがユネスコばかりに限定されるどころでなくその他の国際機関と国際団体・国家・国内委員会・教育機関及び団体・教会・平和団体・青年婦人労働団体等々の活動はもちろん、有志個人の活動にも期待される。そのさい、教育機関と教育機能とが、この活動の性質上、特に重視されるのはいうまでもない。

次にこの教育の客體、或は「消費者」についても極めて広範囲にわたる諸層諸集団を、すなわち就学前の児童・生徒・学生・学校外の青年・青年団体指導者・成人・文盲成人・労働者・婦人・教員・専門の学者芸術家等々を含まなければならない。これらのうちどこに重点をおくがよいかは、一般的には云えない。けれども、青少年と、広い意味での教育

者に特別の関心の向けられていることも十分理解できる。

さらに、この教育の方法についても、学校教育がその最も重要な場であることはもちろんであるが、学校における正式教育以外の社会教育に期待するところも大きい。そのなかでも、忘れがちになつてゐる教育の場としての家庭の意義が想起され、新しい局面としては、大衆通報の役割に深い関心が払われるに至つた。

同じ精神から、教育上の技術を用いるにあつても、排他的な偏向に陥ることなく、色々な技術を調和的に併用することが必要である。なお、そのさい、教育を受けるものの知的・情操的資質と、心身の発達段階に十分の考慮が払われなければならないのは、いうをまたない。

均齊のとれた人間性

方法の包容性と関連して、世界共同社会への教育は、近代教育の一大欠点である知的偏向に陥ることなく、均齊のとれた人間性を育成するに努める。もちろん、それは人文と科学の教授を通して明析な批判的精神を養成し、他民族の生活文化と諸民族の相互依存と国際機関の目的・構成・機能と世界人権宣言の思想等について教えることに力を注ぐ。けれども同時に、情操と意志の面に働きかけて、相互理解と相互扶助に、それによつて平和精神の維持と發達に、寄与する行動を個々人が進んでとれるような、態度と心理的傾向を創り出すことを同様に重視するのである。

したがつて、この教育は二重の方法によつて、すなわち一つは客觀的知識を供与することによつて、他の一つは、個々人に実践的な行動を促し、わけても他人に対して「同胞だけでなく、外国人に対しても」理解と尊敬と寛容な態度をとらせるような実践的な原理を体得させることによつて、実行されなければならない。

忠誠の順位

會議の過程で一番議論の対象となつた問題の一つは、この教育においての共同社会にたいする忠誠の間に公式的な順位を設けることがよいかどうか、であつた。

人々は家族・郷土・教会・国家・世界などいくつもの共同社会に同時に所属している。したがって人々はそれぞれの共同社会にたいして、程度は違うにしても、忠誠でなければならぬ。ところで、これら諸々の忠誠は、平常時にあつては、不都合なく、しばしば調和して共存することができる。けれども非常変則の場合には、それらの間に不調和が生じ、時には正面衝突の起ることも少くない。そして最近この問題が特に目立つて現われるのは、生成途上の世界共同社会と、わけても危機に直面する、国民共同社会との間においてである。したがって、かような事態に処する場合にこそ、世界共同社会への教育の任務が格別の重要性を帯びてくるのであるが、かような場合どうしたらよいのであるか。

この問題に対する答として、次のような考え方があつた。すなわち世界共同社会への教育は、諸々の共同社会にたいする忠誠の順位を、集団の大きさに従つて定め、諸々の忠誠の間に衝突が起つたときには、この順位に従つて、換言すれば、小さい社会への忠誠が大きい社会への忠誠に譲歩するという形で、問題を解決するという心的態度を、人々のうち、わけても若い世代のうちに養成していくのがよいではないか。もちろんこれは大変な仕事であり、政治上の思惟と情操との大幅な再調整を必要とするに違いない。だが、混乱する状況にたいしてかような明確な方向づけをもつて対処しないかぎり、平和教育はいつまでも口先のお題目の域を脱しえないであらう。

しかしまた、よく考えてみると、世界史の現段階で、すなわちまだ成立の初期にある現在の世界共同社会のもとで、諸々の共同社会への忠誠の間に、したがってこれら共同社会の価値の間に、かような遠近法を無視した抽象的な順位を立てることが正しいかどうか。また、かような順位に従うことが、聖人でも君子でもないところの、一般人の行動の実践上の指針となりうるかどうか。さらに、主権諸国家から構成されている国際機関であるユネスコが、かような教育方針を探ることが適切であるかどうか、等々。色々な面から疑問が出て来て、問題は現在のところ、まだなかなか解決を見ないのである。

これにひきかえ、現段階における世界共同社会への教育は、世界共同社会と国民共同社会とが外面的に對立矛盾する面よりも、むしろ益々増

大している両者の間の共通・複合する領域に力点を置くべきである。というのは、例えば、世界人権宣言の思想の普及は国民共同社会の新しい形成を助けることになるであろうし、国家内にある諸々の共同社会と個人との日常生活と行動を通じて礼讓・信頼・友愛・寛容の精神を育成して、戦争の精神的基礎をなす様々な緊張・コンプレックス・偏見・憎悪の発生を防止することは、世界共同社会の進展を促進することになるであろうから。いずれにしても、世界共同社会への教育は、この社会への忠誠が愛国心と矛盾衝突を惹起し、激成する方向においてではなく、両者が共存し、調和し、互に励まし合う方向において推し進められるべきだ、というのが一致した意見であつたと思う。委員会の名称を「世界共同社会において生活することのための教育」という長いものに改めたのも、この辺に払われた政治的な考慮からであつたらしい。

階級的忠誠の問題

私はアジア地域から参加したものとして、世界共同社会への教育に關連して、特に次の二つの点について注意を喚起したかつた。

一つは、階級の問題であつて、アジアの民族の一人として、今日、わけても青年とともに世界共同社会のことを考える場合には、民族のこととならんで、どうしても階級のことを看過するわけにはゆかない。さきに触れた忠誠の問題をとつてみても、今日アジア地域では、世界共同社会への忠誠と競合する重要なものとして、国家への忠誠と宗教への忠誠と階級への忠誠とがある。そしてこの第三の忠誠がなかなか軽視できないのである。これにたいしてそれは国内の部分的な集団の對立にすぎないから、そんなに重視する必要はないではないか、という反対もあつた。しかし私の考えでは、階級は国内的であるとともに、國際的でもある。この点では階級的忠誠は民族的忠誠の國家的な偏狭さにくらべて、世界共同社会を志向しているように見え、そこに階級運動の魅力がある。けれども同時に、それは世界共同社会の協同と一致を当面の目標とするものではない、かえつてその分裂と抗争を狙うものである。この点で、それがわれわれの真実の味方でないことをはつきりさせておく必要をわれわれは痛感している。私の感じでは、多くの委員は東洋のわれわ

れのように、この問題の重要性を感じていないか、それとも故意に回避しているようにしか思われない。

国際関係と大陸間関係

第二の点は、世界共同社会を考へる場合には、国際的という抽象的な表現では、時に大事な問題が看過される恐れがあるということである。というのは、例えば、西欧の諸国だけの会合も国際的であり、アジア諸国と欧米諸国との会合も同じく国際的である。しかしアジアやアフリカにおける民族解放を特徴とする歴史の現段階では、世界共同社会にたいしてもつ両者の比重は非常に違うのではなからうか。従つてこの点で意味のある国際的会合には、欧米の諸国とともに、他の大陸わけでも、アジアとアフリカの諸国が十分代表されなければならない。Internationalとたいしてこれを Inter-continental といつてもよからう。

それゆゑ世界共同社会を目指す努力は、したがつて、そのための組織や会合や人物交換の計画においても、単に国際的であるばかりでなく、常に諸大陸間のものであることが強く要情されるのである。Inter-continental なんかというところは辞書にはない、などという冗談まじりの批判の声もあつたが、実質的には、一同の賛成をえられたことは喜ばしいことであつた。

ユネスコについての所感

特に大学についてはないが、私が最近二度、パリのユネスコ本部を訪れて感じたことは、日本のユネスコ運動が非常に尊敬され重視されて、新参者であるにかかわらず、頗る肩身が広い、ということである。正式加盟の後まだ二年そこそこであることを想うと、まことに不思議と云わねばならぬ。

これは一つはユネスコ総会その他の会合に出席する日本の代表が立派な人であつたこと、もう一つ大事なことは、ユネスコ運動が官・民の協力で国民諸層の間に展開されている事実である。この点では、民間のユネスコ協会の業績は高く評価されてよい。これにひきかえ、外国では多くの人々を本部に送つており、国内委員会には立派な人が多いにかか

わらず、その国々におけるユネスコ運動は二三の例外を除けば、ほとんど展開されていないといつてよい。本部の人々から、しばしば日本の運動を手本としたい、という言葉聞くのは、必ずしもお世辞ばかりではなう。

かようないわば外面的な尊敬と重視と反対に、日本はユネスコの内部にほとんど地歩をえていない。五百人にのぼるユネスコ本部の局員中、日本は図書館スペシャリストの坂本君一人だけである。この顕著なアンバランスは何とくして改めなければならないのだが、語学などの点に大

き障害のあることも、率直に認めなければならない。この事実と関連して、日本人は一般に觀念的には極めてユネスコには近かしいが、その実際の仕事や慣行には極めて、疎遠であり不馴れである。その上に、事務局内に日本人の助言者や協力者をほとんど持つていない。日本のユネスコ運動が、外面的な敬意にもかかわらず、国際的ユネスコ運動の中で、実質的な地歩を堅めて行きがたい大きな障害の一つは、この辺にあるのではあるまいか。

なお、私の痛感したことは、ユネスコが著しく強い欧米的な色彩をもつてゐる、ということである。鉄のカーテンの国々のことはしばらくおくとして、アジア・アフリカの加盟国も相当多いのに、その影響力は、インドを除いては、とほんどいふに足らないほどではないか。それには文化の水準や地理的な隔りとならんで、文明の相違も不言のうちに相当作用していると思われ。ユネスコが真実に国際平和と国際協力の機関となるためには、この偏向は一日も早く改められねばならない。

そこで、われわれ日本のユネスコ人は、日本のユネスコ運動の誇るべき伝統と特質であるその実際活動を益々發展させてゆかねばならないことは申すまでもない。と同時に、その著しい欠点であるところの孤立性を克服して、世界のユネスコ運動の中に、内面的にもその地歩を堅めてゆかねばならない。そうして、この二つの目標を達成することによつて日本のユネスコ運動は、単に東洋のだけではなく、ユネスコ全体における声望を高めることができ、ひいてはユネスコの偏向とアンバランスを是正して、ユネスコが世界共同社会への国際的教育機関にふさわしい姿を整へることに役立つであらう。(二八・一〇・一〇)

一、事業報告

1、役員会

日時 昭和二十八年二月十四日(土) 午後一時半開会

場所 東京大学、大講堂南側会議室

出席者 各役員及び第一常置委員会委員長

欠席者 京都、熊本両大学長

文部省 稲田局長、春山課長

矢内原会長の下に開会

当協会としては、大学管理法の速かなる制定を要望して置いたが、本日は、稲田局長から、その後及び現在における本件に関する進行状況等を承はり、意見の交換を行い協議する旨を述べ

稲田局長から

文部当局としても、大学管理法が制定実施されていないので、各大学で、学長及び学部長の選考などについて迷惑されていることも承知している。この法律制定に伴い、教育公務員特別法に改正を加える必要もある。

今回漸く、中央教育審議会が発足したので、去る二月十一日の同会議に提案したが、義務教育費金額国庫負担の審議のため、審議の運びに至らなかつた。来る三月十一日の同会議における審議を予定している。

しかし、開会中の国会には、諸般の事情のため、本法案は出せまいと思はれる。

今回、大学管理法要綱(案)を作製し、これをプリントにして持参したので審議していただきたい。これは秘扱いとしてほしい旨の発言があり、

一応逐条審議を行い、修正意見の交換も、それぞれ行はれたが、就中、

「学長は、この法律又は他の法律の定めるところに従い、文部大臣の監督を受け、当該大学を総括し、これを代表するものとする。」とあるが

「文部大臣の監督を受け」は、削除するように要請された。

なお、本日は一応の審議に止め、会長から、この要綱案は、近日中に、第一常置委員会において、更に慎重に逐条審議を遂げたる後、更に役員会において要綱案を定めた旨の発言があつた。

なお、役員会の全般的意見として、学制改革後の新設大学は、大学管理法の速かなる制定実施を要望している点を強く指摘された。

矢内原会長から

中央教育審議会は、毎月一回は例会を開催する予定であり現在十七名の委員から組織され、本協会からは会長一名のみ加入しているので、臨時委員として本協会から更に委員を出して欲しい旨を提案するつもりであると述べられた。午後四時五十分散会

2、第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和二十八年二月二十二日(日) 午前十時

場所 東京大学、大講堂北側会議室

出席者 鈴木委員長、各専門委員

欠席者 戸田委員長、千々和委員

鈴木委員長から

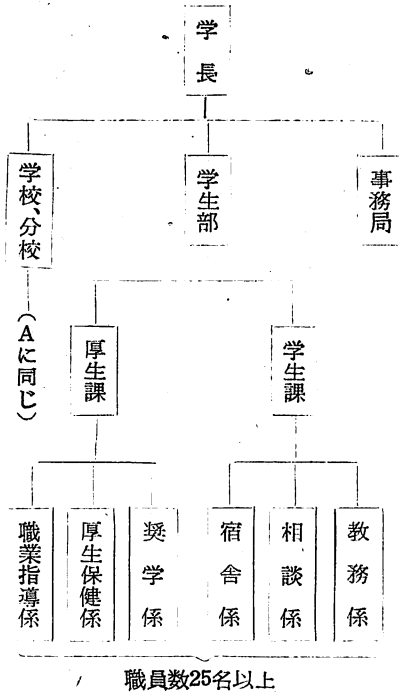
今日は、補導厚生部、学生部の機構について協議し、意見の交換を行いたい。この部は、純然たる事務ばかりでなく、教育補導という重要な任務を帯びている。従つて、この重要任務に従事している職員の特遇が問題になつて来る。

文部省は、厚生補導部の機構として、

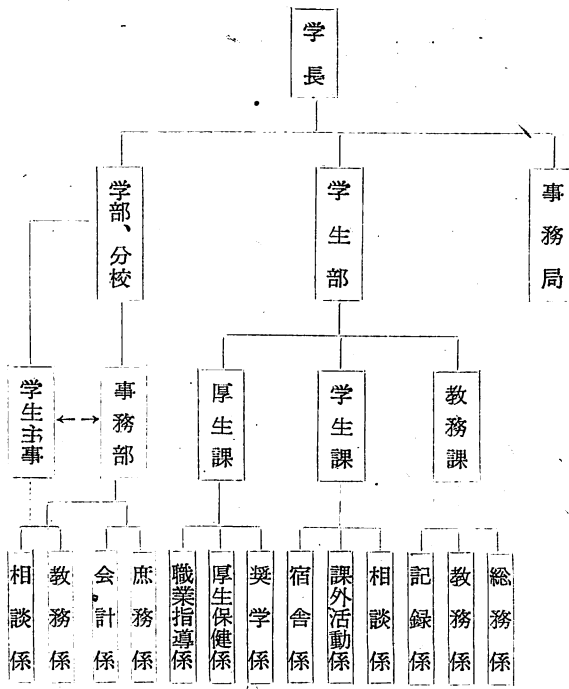
A案、B案、C案の三案を提案されたが、その中どれを採用したらよいか。国立大学の中にも、それぞれ学部数の多少、学生数の多寡により、その機構も一率とすることは、運営上むずかしいと思はれる。

(参照) A、B、C、の三案
A、規模の比較的大きいもの

B、規模の普通のもの

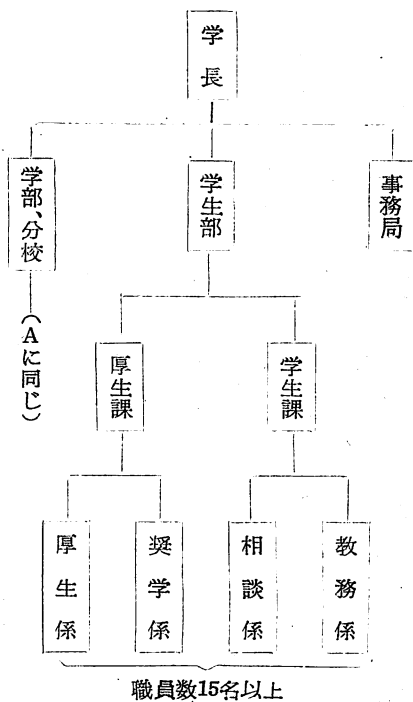


職員数25名以上



職員数50名以上

C、規模の比較的小さいもの



職員数15名以上

これに対し、専門委員から次の通り意見の交換が行われた。
 一、A案による場合は最低職員数四十八名

B 三十名

C 二十名が

必要と思はれる。

一、単に職員数を増加するだけではいけない、
 量より質を尙ぶことも大切なことである。

一、各学部の助手又は助教を補導職に当らせることも考えられる、
 事務局と学生部との職員待遇は、同じ事務官ならば同一線上にある
 ような方針と思はれている。S・P・S・部に在職するが故に優遇す
 るとなると、むずかしい問題となる。この線の引き方がむずかしい。

一、補導職補の初任給を、現行より高くするとよい。職階制を改正する
 とよい。

一、各学部の事務長と学生課長と、常時連絡を緊密にすることが肝要で
 ある。

一、学生部職員に対して、超過勤務手当を支給すること、

鈴木委員会から

各専門委員の意見希望を総合して文部省に報告する旨を述べられ、

なお、学生の健康管理の問題は他日研究することとし、午後三時散会

3、第一常置委員会

日時 昭和二十八年三月七日(土) 午前十時
場所 東京大学、大講堂南側会議室
出席者 矢内原会長、高橋委員長、各委員
(福島大学長欠席)

文部省 春山大学課長、内藤庶務課長出席

議事要録
高橋委員長から

去る二月十四日、当協会役員会が開催され、文部省の大学管理法案要綱について協議したが、本日更に審議を重ねたい。

当協会としては、本法の速かなる施行に関する要望は取り下げないが今議会に提出せよとは要求しない。中央教育審議会においても、本法案審議の続行があると思う旨を述べられ、引続き、本法案要綱の全般について説明された。

委員から

一、本法の施行は早急にするとよい。柵ざらしになるおそれがある。

一、そんなに至急を要することもない。

一、所謂分校を有する大学が相当数あるから、この分校を如何に管理するかを明確にすることが望ましい。

一、大学には、評議会と協議会とがあるが、後者は、教育公務員特例法によつて規定されており、大学管理法は前者のみを規定しているのであるから、本法施行に際しては、教育公務員特例法の大学関係条項を改正する必要がある。

などの意見が述べられた。

なお、今回の役員会において、最終的に審議することとし、

午後五時半散会

4、役員会

日時 昭和二十八年四月六日(月) 午後一時
場所 東京大学、大講堂南側会議室
出席者 会長、副会長、各役員、高橋委員長、
大阪大学長(吉田局長代理)
高知大学長(井上教授代理)

欠席者 (帯広畜産、京都、一橋、東京工業大学長)
文部省 春山大学課長、内藤庶務課長出席

議事要録
矢内原会長より

国立大学長の選考と任期については、去る第六回総会において暫定案を定め、更に三月七日(土)に第一常置委員会を開催して、一部を改訂し参考案として、当協会事務局から各大学長宛に通知した通りである。これについての意見を交換したい旨を述べられた。

(附記。会報第4号第12頁及び第22頁参照)
高橋委員長から

三月七日(土)第一常置委員会を開催し、一部改訂した要点は、教育公務員特例法第四条第2号によつて、学長選挙資格者を教授会の構成員に限り、事務局長、事務局各課長、厚生補導部長、厚生部各課長を削ることにした。その他は、通知した通りである。旧設帝大は既定の方針でよいと考える。この参考案は新設大学を自途としたものである。本件については、次のとき意見の交換が行はれた。

一、学長選挙は所謂民主的に行うことが大切である。

一、学部のアンバランスを調節して円滑を計るとよい。

一、教授、助教授、専任講師を選挙資格者とする。そして、事務局系統を除く。

一、事務局系統と助手を除くということを文部省から通知してもらいた

い。最終的な締めくくりに、教授会や協議会が行うとよい。

矢内原会長から

大学管理法は国会に対する事情などにより未だ制定を見ないのであるが、文部省において最終的に改案作成中であり、当協会としては、第一常置委員会において、最終的に成案を得て文部省に提出する予定で、この間よく連絡してある。

次回の第七回総会は、五月下旬か六月初旬頃に開催の予定である。なお次のごとき意見が述べられた。

一、大学の運営には、教育公務員特例法もあり、必要があれば、省令改正も出来るであろうし、又協会の第一常置委員会で規準を作つて運営してゆけば別に障害もないから、大学管理法はあまりいそがないでもよいと考えられる。

一、文部当局としては、大学の申出に基いて学長、学部長、教授については、文部大臣が発令する方がよいと考えている。

一、文部省は、大学管理法に代るような暫定的準則を出したらよい。

一、新任の大学教授、助教授、専任講師の審査を大学設置審議会が行つてゐるが、解除したらよいのではないか。

等質疑応答が行はれ、午後五時散会

5、第二常置委員会

日時 昭和二十八年五月十五日(金) 午後一時半開会

場所 東京大学、大講堂南側会議室

出席者 森戸副会長、小池委員長、各委員

(秋田大学長代理出席)

議事要録

小池委員長から

本日の議題は、かねてから問題になつてゐる、進学適性検査

(S・A・T・Scholastic Aptitude Test)と大学の入学試験とに

ついで協議した旨を述べられ、

註。S・A・Tについては、

国大協庶第一五〇号昭和二十八年四月二十日をもつて、

「調査研究資料 進学適性検査について」

昭和二十八年四月 本協会から各国立大学、文部省その他関係方面にあててお届け済みである。

野口委員から、S・A・T調査研究について、経過報告があり、次のごとき種々の意見が開陳された。

一、S・A・Tは米国の大学で果して全般的に実施されているのか？此の点疑問がある。よく調査する必要がある。

一、S・A・Tの出題方式がよいのか？わるいのか？これを更によく研究する必要がある。

一、S・A・Tを実施してから五年にもなるのであるから、データはずでに出ている筈である。その結果によつては、S・A・Tを暫時中止して見たらよい。

一、S・A・Tと入試の成績の結果は大体において、一致しているようである。ほんの僅かの差違を示しているに過ぎない。S・A・T施行には、沢山の予算と労力が必要である。理想としては、S・A・Tと入試を併用するとよいであろうが、その結果において大差がなく、ほとんど同一であるとするならば、育英資金を増加した方がよい。

一、S・A・Tは学問的に心理学的に研究中である。学校差のあることは認められてよい。

一、S・A・Tと入試の成績の重さを均としてゐるが、S・A・Tの成績を来年度から少し軽くして見たらどうか。S・A・Tを如何に活用するかが問題である。受験者には二重のテストが行はれ、圧迫感がある。精神的に二重の重圧がある。これを軽くしてやる必要があるであらうと感ぜられる。

一、文部省は、S・A・Tと入試との成績を等価値に取扱うとしてゐるが、もつと具体的に明示されないと、その価値がわからぬ。

一、S・A・Tを統行するか否かは、文部省に任せてもよいが、大学としては、予算的に又教育的に時間的に相当な困難と不便をなめてゐるのが実状である。S・A・Tをアメリカ自体どの程度に実施してゐるかを、更に調査するとよい。

小池委員長から

S・A・Tについては、次回の役員会に報告し、更に次回の総会において方針を定めたい旨を述べられ、次いで

野口委員から

大学の入学試験科目の選定と、高等学校における履習学習科目について次のごとく表示、説明が行はれた。

国語	社会(選択科目)	数学(選択科目)	理科(選択科目)	必習科目
日本語史	西史	幾何	物理解	外国語
人文地理	西洋史	解析	生物	
時事問題		一般数字	地学	
一般社会				

大学の入学試験科目としては、国語、外国語及び社会、数学、理科の中からそれぞれ二科目を指定することが出来る。原則として、大学は二年前に指定科目を発表することが必要である。試験科目は、五科目ないし八科目となつてゐる。ところが問題になるのは、高等学校における履習科目の自由選択制であるが、大学の入試必習科目を考慮に入れて、高校側の注意深いガイダンスが要望されるわけである。

この点に関しては、大学側と高校側との教育方針について特に円満な協調を計ることが大切である。

最近数年間における大学入学志願者数の系統を調査して見たが、文科系統の志願者数は漸増を、理科系統の志願者数は漸減を示している。この事實は、高校における履習科目自由選択制にも原因があるかにも考えられ、国家的教育の見地から注意を要する事案と思はれる。

午後四時半散会

6、役員会

日時 昭和二十八年五月十六日(土) 午前十時開会

場所 東京大学、大講堂南側会議室

出席者 矢内原会長、森戸副会長、各役員

欠席者 (神戸、金沢、熊本、帯広畜産の各大学長)

代理出席(一橋大学)

文部省 稲田局長、春山課長、

議事要録

矢内原会長から

国立大学の学長及び学部長の選考について、文部省から参考案として本年四月末、各大学宛に通知したが、これは私がかじめ相談をうけたのであるが、事後承認の形になつたけれども、本協会の参考案の線に沿つてゐるのであるからご了承願いたい。次に、本年四月二十二日附を以て、文部省令第十一号が公布され四月一日から適用されることとなつたが、その内容は「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」であつて、本協会の思考してゐる線と同一のものと思はれる。

稲田局長及び春山課長から

この省令は、明示されてゐる通り、暫定措置を定めた規則であつて、大学管理法が施行される後は廃止される。

従来の評議会は、学長の諮問機関であつたことであるが、省令では、諮問機関であり又決議機関であると解してよいと思う。

学部長は再選されてもよい、本年四月一日に遡つて追認することにしてよい。

協議会は、教育公務員特例法によつて、従来通り運営される。

日教組が、この省令に対して、法律で定める事項を省令で定め恒久化するのではないかと一部反対したが、そうでないことはよく理解するに至ることと思はれる。

矢内原会長から

大学設置審議会委員候補者四名の推薦について、文部省から依頼を受けたので、信州大学長、茨城大学長、東京学芸大学長、埼玉大学長の四人を推薦することに致してゐる。との報告あり。

次いで小池理事から

昨五月十五日に開催した第二常置委員会議の協議事項について詳細な

る報告が行はれた。
矢内原会長から

大学卒業生の就職選考、試験期日は、いつ頃がよいかについては、秋の大学の試験が済んでから、つまり十月中旬か十月下旬頃がよいと思つている。採用する側とよく打合せなければならぬ。と述べられ、文部省においてこの打合せ会を催すことゝなつた。
森戸副会長から

近く、ユネスコ本部に、国際理解のため、六人の委員の一人として、渡仏出席方を依頼された。高等教育の分野について、担当する予定にしている。個人的なことであるが、ご了承願いたい。
進藤事務局長から

本協会会計、昭和二十七年年度決算及び昭和二十八年年度予算案について報告、原案通り役員の承認を得た。

矢内原会長から

次の第七回総会の日取は、来る六月十日、十一日の二日間を予定している旨を語り、

その通り決定午後一時散会

7、第六常置委員会

日時 昭和二十八年六月一日(月) 午前十時開会

場所 東京大学、大講堂南側会議室

出席者 矢内原会長、沢田委員長、各委員

専門委員、進藤(東大)、佐藤(東工大)

樺島(東外語大)、三事務局長

代理出席(一橋大、名古屋大)

文部省、内藤庶務課長

欠席者 帯広畜産、岩手、神戸商船、名古屋工業、福岡学芸

香川の各大学長

議事要録

沢田委員長から

大学の財政については、昨年春の総会においても、同春秋の総会においても、文部大臣に対して、それぞれ要望しておいたが、本省においても亦中央教育審議会においても、積極的な熱意を示してくれない様にも思はれる。

今年春の来る第七回総会においても、重ねて本省に対して要請したらよいと考へている。

詳細なる調査研究は、進藤、佐藤、樺島の三局長に専門委員として、よくやつてもらふことに依頼してある。又、文部省の内藤庶務課長が大学財政について鋭意調査研究されているので、本日出席してもらつて、説明してくれることになつてゐる。

名古屋工業大学長清水委員から、次の通り意見書を送つて来られた。

1、昨年度本委員会が大蔵当局を招待懇談したことは、その効果が充分であつたとは言えないが、ある程度奏効したと信ずる。ただ施設予算が特定大学のヒモツキになつてゐる部分が多く、これを文部省の自由裁量に任せる必要があると思ふ。

2、本年度の対策としては、
(1)施設部と協議して、昭和二十九年年度予算に充分な概算要求をすること。

(2)新大臣、新政務次官、事務次官、大学々術局長に上記予算の趣旨を徹底させ、予算獲得に努力を懇請すること

(3)大蔵当局に対し、適時陳情又は懇談すること

(4)国立大学協会として財政上の問題につき衆議院及参議院、文部委員会(委員長辻寛一氏)と懇談すること(夏休がよいと思ふ)

(5)産業教育振興法によつて、昭和二十七年年度から毎年約九億円の国費が高等学校以下の産業教育設備充実のために投ぜられてゐるが、最も大切な大学における産業教育の面が等閑に附せられてゐることは誠に遺憾である、本委員会としてもこの点を指適し、大学の産業教育振興に対する要望を当局に陳情せられたきこと。
(文案用意あり)

(6)最近遠隔の地からの入学者が激増の現状にかんがみ、寄宿舎施設

の新管に対し特別の措置を講ずること……(以上)

内藤庶務課長から

「大学財政確立要綱試案」プリントを配布次の項目に随つてそれぞれ詳細に説明された。

- 一、特別会計制度の長所
- 二、大学特別会計制度の内容
- 三、戦災復興費は別途に計上すること(臨時費)
- 四、暫定措置(昭和二十九年以降)

調査表

- 1、東京大学における財源構成の比較(年度別)
- 2、東京大学総経費に対する人件費、物件費の累年別調査
- 3、最近における国立学校運営費中重要項目の推移
- 4、戦前と戦後における国立学校の規模の変動
- 5、戦前及び戦後の国立学校学生生活一人当り経費
- 6、国立学校運営費予算における人件費と物件費
- 7、戦前の国立学校経費における人件費と物件費
- 8、学生一人当りの物件費
- 9、教官(講座)研究費の総額(附属病院、附置研究所を除く)
- 10、戦前における授業料並びに病院収入
- 11、国立学校における学生生徒一人当りの授業料
- 12、病院収入、授業料収入の比率

矢内原会長も出席されて、大学の特別会計制度の復活は良いと思はれるので、内藤課長と更に研究を続けるとよいと考える。新管費を特別会計内に設けるとよい。予算の継続性が大切である。寄附金は免税になる。

大学財政に関し、二・三日中に会長と委員長と二人で、文部大臣及び大蔵大臣に面会懇談に行きたいと思う。午後一時散会

8、第七回総会

日時 昭和二十八年六月十日(第一日)午前九時半

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長、代理出席(一橋、九州、秋田、帯広

菅原、鳥取、香川、宮崎の各大学)

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長、内藤庶務課長

議事要録

矢内原会長議長席に着き開会を宣す。

一、会長から前総会以後に起つた重要な問題について大要次の通り述べられた。

(一) 新学制の運営について

本年四月をもつて新制大学は完成年度に達したが、これはわが国戦後の教育制度改革において一つの重要な時期を劃したものである。これにつき戦後改革の行き過ぎは正の問題あり、それが新制大学の制度にまで及び、その組織運営の変更に必要ではないかとの世の批評がある。私等としても国立大学のありかたにつき反省しなければならぬと思う。私個人としては六・三・三・四の根本は動かすべきではないと考える。新制大学を昔の専門学校に再編制するという考えには賛成できない。やはり四年制度の大学として充実に努力したいと考える。唯、それには新制大学の内容・人事等が未だ非常に不十分であるから、人的にも物的にも充実強化を要する。大学の性質、任務のありかたを自覚し、学問の自由と大学の自治につき一層考え身につけてゆき、世間の理解の足らない批判には事実をもつて応える要がある。学長の人事等についても世間からこれ云われぬよう自治の運営に一層の自覚を要する。

(二) 新制大学院の発足について

新制大学院が発足したことは、戦後劃期的なことである。然しながらこれまた種々問題あり、予算の裏付は何としても貧弱であり心配に堪えない。今後日本の学問研究者の養成に重大な任務があるのは新制大学院である。人的陣容、諸施設及び奨学制度等につき是非とも政府とともに本協会もまた十分の努力を要するものである。

(三) 学生の政治運動について

学生の政治運動は比較的静かである。その原因は研究を要するが

一般の社会状況の影響もあるのは確かである。しかし簡単に樂觀はできない、戦術転換と考えられないこともないので、その意味では静肅なれば一層大学の学生の教育指導に注意を要すると云うこともできる。大学は、日本の学問と教育を維持するという大学本来の任務があり、これを外部から乱すことは許せない。然しこれに反しない限り自由を与え、学生の自治精神を長縮させないよう注意しなければならぬ。又、学生の厚生施設、就職の問題等を親切に考え得るだけ厚生補導の充実を図ることは重要である。

(四) 学術研究の振興について

国際、国内の情勢を考え合せると、日本の地位は安らかでない。戦後復興はしたが、その内容は充実していない。西独乙の復興状態は日本より堅実と考えらるる節がある。西独は西欧中通貨は最も安定していることである。日本は輸出によつて経済をたてねばならぬに拘わらず価格において外国に対抗することが困難である。現状において米国の援助なくして経済をたてることは困難であるが、日本が完全に自立するためには、すみやかに経済的に自立することが必要である。その中にあつて学術研究は、いかなる任務を持つてあるうか、国際市場の競争という点から考えても、現在の日本にとつて学術研究が必要なることは明らかである。これを生産的でないから国家施設の第二段とする考え方は、あまりに非常識である。学術研究の発達なくしては生産の発達はできない。学問の研究は閑事ではなく、国民に重大な影響がある。よつて一層大学の使命を果すよう努力しなければならぬ。

(五) 大学の財政確立について

今日の大学財政については、文部省の努力はあるが、極端な言葉でいえば、大蔵事務官の意向に左右されている。大学の研究は永続的な仕事であるから、財政の確立は極めて重要である。政治的に大学の自治、学問の自由を確保するためにも財政の確立は非常に必要である。

(六) 中央教育審議会の委員につて

度々国会は改選し、内閣は更迭し、政局不安定のため文政甚しく

滞るは極めて遺憾である。大学管理法の制定も以前から要望しているところであるが、未だ実現しない。大学に対する政策を安定させるには、種々の方策があるが、文部省当局の理解と努力に俟つことは多い。国立大学協会の使命もそこにある。中央教育審議会が出来て、これはどうなるか未知数であるが、これが重きをなしてゆくなれば、大学の充実について一定の方針を確立し、不安定の影響を阻止する力となるかもしれぬ。同委員会へ国立大学側から委員として出ているものは、私人であるが、現在までは殆ど何もしていないのは遺憾である。中央教育審議会を鞭撻してこれが充実を図ることを考えていただきたい。

二、事業の報告

会長から次の項目について報告があつた。

(一) 前総会(第六回)における決定事項とその後の措置

文部大臣宛要望書提出(昭和二十七年十二月五日付)

(なお、十二月十日付をもつて各国立大学長宛報告済)

- 1、教官の資格審査について
- 2、新制大学の教職員定員の増加
- 3、進学適性検査について
- 4、学生の厚生補導につて
- 5、育英奨学の制度につて

(二) 役員 会

1、二月十四日

一、大学管理法要綱案(文部省提示)の審議

2、四月六日

一、学長の選挙と任期につて

一、大学管理法要綱案につて

3、五月十六日

一、学長学部長選挙に関する要項につて

一、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(文部省令第十一号)につて

一、大学設置審議会委員候補者の推薦

東京学芸大 木下 一雄 信州大 高橋 純一
茨城大 鈴木 京平 埼玉大 新関 良三

一、進学適性検査

一、卒業生就職選考の時期

一、昭和二十七年年度決算及び昭和二十八年年度予算案の決定

一、総会開催の時期

なお、稲田大学学術局長から会長の質疑に應えて、大学管理法制定遅延の事情を述べ、文部省令第十一号は暫定的措置であり、この省令は単に大学管理法の成立するまでの間隙を埋めるためのもので、これをもつて法案内容となるべきものをなしくずしに規定しようとするものではなく、次の通常国会に提案し、これが成立に努力するものである旨の説明があつた。

三、会計報告

進藤事務局長から

1、昭和二十七年年度決算(別紙)

2、昭和二十八年年度予算案(同)

について説明あり、沢田東京外語大学長から、調査研究費について質疑あり、事務局長からこれははじめから各部門に固定したものでなく、相互融通し、なお、不足の際は予備費から支出できるものであると述べ、その他は異議なく承認を得た。

戸田金沢大学長から、会費基準改正について提案あつたが、これは必要があれば役員会において先議して総会にはかることとなつた。

四、各常置委員会の協議状況報告

各常置委員長から、それぞれ所管事項について次の報告があつた。

第一常置委員会 高橋委員長

前総会以後のことは、唯今会長からの報告と、第4号会報による報告で尽きているが、そのうち主なことは、大学管理法と学長選挙に関する参考案であり、役員会における審議の結果は各大学長へ既に差上げてある。大学管理法は、中央教育審議会できりあげられ、再検討されるかも知れない。文部省令第十一号については、なしくずしにならないよう会

長から文部省へ度々申入れ、その言明を得たものである。

第二常置委員会 小池委員長

(一) 進学適性検査について

進学適性検査については、昨年十二月高木東大教授、小保内東京教育大学教授、村上国立教育研究所長、同西堀所員諸氏を迎えて講演を願ひ、その調査資料は、本協会から国立各大学長その他へ配付した。

(1) 問題は進道の妥当性又は信頼度に関する研究が未完成と思はれる現段階に於て、これを大学入学志望の全学生に実施する事の可否であろう。

(2) ここで考うべき事は進道の研究とこれを全学生に実施する事とは別個の問題であるという事である。研究は益々進めて頂きたい。それと全学生に実施する事とは別の問題である。

「進道に関する研究は進行中である現段階でこれをやめるとかやめないとかの判断を下すべきではない」

(3) 従つて進道実施の可否を検討する為めに即研究の為に全学生に実施する事は不当であつて、研究の為めなら小数の学生に実施してその結果を十分に検討すればよいのではないかとの意見もある訳である。

(4) 「進道の実施は各大学に於てまちまちであつて文部省の通牒の通りやつている大学は稀れであろう」

(5) 一方に於て専門家の意見として次の様なことがあげられている「進道実施の可否は組織的研究と充分なる検討をまつてきめるべきであろう。それは進道の妥当性が現われて来るのは大学四年の成績のみではなく更に卒業後の結果も見なければならぬといふことから考えられる」

「進道の可否を論ずる材料は今のところまだそろつていない。材料がそろつてから論議すべきであつて早急に結論を出すべきではない」

(6) 委員会は以上の結果として次の様な事を文部省に申し入れる事を決定した。

要望

「現段階の研究データの下で、進適を継続するかそれとも打ち切るかを一年間位かけて検討してほしい」という事を申し入れてはどうかというのが委員会の結論であります。その代り研究は充分にやつて貰いたい」

(一) 大学入学試験筆記試験について

野口お茶の水女子大学長から、大学入学試験に関する問題は、高等学校の自由な選択制度といかにして連絡協調するかが重要な点であるとして別紙プリントについて説明された。本委員会は、文部省の入試研究会とは直接の関係はないが、実質的には連絡している。この問題については、高等学校側に対して十分趣旨を了解してもらつて、その協力の空気を作りたい。この夏頃入試研究会が終るので、その後において更に本協会に連絡することとするとのことであつた。

第三 常置委員会 鈴木委員長代表して

前総会の問題中、学生の健康保険については、文部省では先ず大学の保健施設の充実を計つてからでなければ無理であろうとの意見である。健康管理方面の施設は、医学部のある大学以外は極めて貧弱である。専門的技術者を有する者は極めて少ない状態である。レントゲン設備を設けても技術者が居ない。益々整備をしなければならぬ。健康保険は未だできないが努力はしたい。

厚生補導の組織につき学生部長会議で問題となり、文部省から参考案を各大学へ配付したが、これは相当重大な問題である。大体専門委員の案ができたから、いずれ各大学の意見を聞いて決定したい。

昨年一年を費して厚生補導の講習を行い、各大学学生部長とも懇談したので、この経験をS・P・Sの向上発展に資したい。

米国の勧告書によれば、日本の法令、予算等各方面の問題をよく研究しており、種々の勧告を試みている。勿論、国情や制度が違うので同一にはゆかないが、大いに採るべき点もある。本協会としてもどうするか多くの問題があるので、あとで相談したい。各位の意見も承り、できる

だけ健全の発展を期したい。S・P・Sは新制大学の教育理念実現の一の大事な一環と思う。

戸田金沢、鈴木茨城両大学長から、昭和二十八年年度保健関係の予算につき質問あり、稲田大学学術局長から、増額は五千万円程度で、内容はレントゲン設備、体育文化活動の学生費用である。学生相談費等は入件費としてではなく、事業費として計上されたいとの説明があつた。

第五 常置委員会 寺沢委員長

特別報告することはない。

第六 常置委員会 沢田委員長

(一) 中央教育審議会委員について

かねてから中央教育審議会を設け、大学の財政確立につき審議してもらいたいと要望していたところ、本年一月漸く右審議会が設けられたが、大学管理法も財政確立も何等決定をみない。速かに根本的に審議せられんことを望む。本委員会としては委員のうち財政専門家を加えられるよう要望したい。

(二) 大学の施設整備について

さきに、大学の基準教育費をできれば作成しようとして専門委員会を設けて研究したが着手してみればなかなか容易でない。私見としては大学の財政確立には、政府、政党から全然中立して財政の確立を確保しなければならぬと思う。この基本構想を実現するためには、大学の特別会計の設置を要する。その内容、運営については、種々さまざまな問題がある。以前は大学の数も少なかったが、今はその数も種類も多いので、いかにするかはこれから研究を要するところである。

(三) 大学管理法について

さきに要望したように、大学管理法を早く定め、財政確立の策案もこれに加えるよう重ねて要望したい。

(四) 大蔵省当局との懇談会について

第六回総会の直後、会長等とともに、大蔵省当局と大学の財政諸問題について懇談した。そのうち主な問題は、大学の施設整備の問題で

文部省の数字を基礎として国立大学では五八〇億を必要とした。一昨年は四〇億の要求に対し一三億通過した。昨年は第一に施設費五八億を要求し、研究費、海外留学費をも要求した。これは不成立となつたが、その後の文部省の努力により大体二〇億計上することとなつた。たまたま一月特別委員会開催の際、大学の經常費一割削減と聞いたので、会長とともに新大臣と懇談したところ、閣議では一割五分削減となつたが、これは庁費、旅費で施設整備費は削減しないとのことであつた。文教費は特別に取扱われたいと申入れたが、各省とも削減するので、それはできないが、最善を尽くされるとのことであつた。

なお、稲田大学学術局長から、旅費は一割削減とし、修繕費は大蔵省の好意により三千万円追加されることとなつた。今後も大いに努力するとの説明があつた。

第七常置委員会 柴沼委員長

特別報告することはない。

森戸広島大学長から、国際大学協会で世界の大学の予算、大学の財政問題、学生のスカラシップの問題とともに、世界の大学で新時代において国際理解にどう協力するか等のことにつき調査することになつている。本協会でもユネスコに協力する申合せもあり、それとは別に全体としてこのような問題をどう取扱つてゆくか、これは学生教育、教授会、学生団体の問題である。国際状況の理解について調査することはよいことであり、その調査は個々の大学でなく本協会で調査し易いと思う。ユネスコの大学教育に関する専門委員会で各国から専門委員を出してもらいたいとして、私を指名してきた。これは政府代表でない。私は大学教育をどうしようようにしたいかにつき、大学教育に従事しているものとして指名されたのである。本協会とは関係がないが、どういふ事情にあるかということが分ることは必要と思う。調査の実施範囲をどこにおくかどんな調査をするか分らないが、本協会の一つの仕事として調査されたいとの提案あり、第五常置委員会に委託することとなつた。

以上で午前日程を終了、昼食休憩午後一時再開。

午前中における各常置委員長の報告、来る六月十三日開催の文部省主

催の国立大学長会議における学長側の質問要求事項その他につき意見の交換を行つたその大要次の通りである。

一、学生助育講習会開催について

会長から、今夏、学生助育研究会連合会、文部省及び東京大学の共同主催で、東京大学において学生助育講習会を一カ月間全国公立関係者百名をあつめて開催することになつてゐるから適任者を出席せしめられたいと述べられた。

二、就職斡旋費について

西佐賀大学長からの質問に対し、春山大学課長から、この度の経費一割五分削減において教官研究旅費は特に一割削減に大蔵省の納得を得た。一割以下にすることは困難である。教官研究費の削減は除外することとなつた。なお、学生就職斡旋のための旅費は学生経費から流用できるように了解を得るとする旨の説明があつた。

三、文部省への要望事項に対する措置について

沢田東京外語大学長からの右につき質問あり、会長から、大学管理法、教官資格審査、進学適性検査、厚生指導、その他について詳細説明あり、春山大学課長からは、教官資格審査については、各大学から資料を集め、大学設置審議会で調査中であること、教官定員の増加については、全面的には新規は認められず、学年進行に伴うような自然増のもののみ認められた。と述べられた。

四、学生の厚生補導施設について

森戸副会長から、近時学生の運動方向転換したことなどは厚生補導施設の実質的な改善のあらわれであると思う。予算の制約もあるが、種々の方向から学生の実質的生活の改善を図り、十分勉強できるように努力しなければならぬ。学生健康管理の問題についても医学部のある大学は早く解決できるが、そのないところは容易でない。レントゲンの施設あるだけでは解決はできない。広島大学においては、健康保険組合のようなものを、できるだけ来年度から設けたいと考えているとの発言があつた。又、入学後、学寮に苦勞しているが、応急の設備を要するとの意見があつた。

五、職員の待遇問題について

勝沼大学長から、重要問題で、毎回論議されるところであるが、実現は容易でないので、財政上から実現できるような案を真剣に考へべきであるとの意見があつた。

又、会長から、さきに司法官なみにするとの話があつたが、その根拠ははつきりしない。むしろ司法官、一般行政官及び大学職員の実事を明らかにすればその事実そのものが物を言うこととなる。なお、事務職員の頭打ちの問題、役員の手当、教官の超過勤務手当等幅広く考えたいとの意見あり、春山、内藤両課長から、職務俸については人事院と話し中でまとまりかけているが、次の国会に提出する人事院勧告のうちに含まれると思う。超過勤務手当は、入学試験事務及び委員手当等はつきりしたものは支出できると思うとの説明があつた。

このことについては、具体的な問題を明らかにすることを第一常置委員会に委託することとなつた。

以上で意見の交換が終り、午後二時から各常置委員会は、別室に別れて開会、それぞれ当面の所管事項について審議検討し、終つて散会した。

第七回総会

昭和二十八年六月十一日(第二日)。出席者前日に同じ。

総会を開く前、午前九時半から役員及び各常置委員会委員長が別室において総会の議事進行について打合せた。

午前十時から開会

昨日午後開かれた各常置委員会の審議事項について、各常置委員長から報告あり、これを議題として議事が進められた。その結果は次の通りである。

議事要録

第一常置委員会の所管事項

さきに文部省へ要望した事項については、今後その実現を監視することとする。なお、新たに次の事項について研究することとする。

(一) 医学部の制度改正について
医学部入試制度が文理学部及びその他の学部への進学を混乱することは教育上思わしくないので、関係委員会と連絡して制度改正につき研究する。

(二) 一般教育部(教養学部を含む)に関する事項について
各大学において組織機構区々に分れており、種々の問題があるので関係委員会と連絡して今後研究する。

(三) 教員養成学部の学生定員の問題について
教員養成の学部のうちには、その所属の大学の意思と別個に、文部省の教員養成計画に基き定員を定めているが、その内容につき再検討を要するので、第七常置委員会と協議することとする。

第二常置委員会の所管事項

(一) 進学適性検査について
進学適性検査については、昨年も要望したところであるが、文部省も現段階における調査研究の結論をまとめて速かに進学適性検査制度の取捨を決定せらるるよう総会決議事項として重ねて要望することとする。

(二) 大学の入学試験筆記試験について
当分文部省主催の委員会その他の審査状況を見ることがする。

(三) 教育課程(学科課程)について
一般教育と専門教育とに分けて考える。

(1) 一般教育の在り方
大学の形態構造によつて違ふし違つてよろしい。要は新制大学における一般教育の精神をいかに生かしているかにある。

(2) 専門教育の教育課程は極めて重要な問題であり、それは新制大学における専門教育をいかなる精神で実施するかによつて決定される。新制大学の専門教育はかくあるべしとの考から、カリキュラムがつくらなければならない。旧制における専門教育をそのまま行くのは木に竹をつぐようなものである。新制大学における専門教育の在り方がその大学の教育課程を決定するのである。

これに関連して教員不足の問題も、その原因をよく調べるとあるいはその大学の教育課程の不相当ということに突き当たるかも知れない。もしその大学の教育課程が新制大学の専門教育の在り方に合致するものであれば定員不足という現象は緩和されるかも知れない。

従つて、教育課程の研究は教員定員数の問題に関連しても極めて重要である。

以上の意味において新制大学の教育課程の問題は極めて重要でありそれによつて大学教育の成果が左右される。ある学部においては甚しく多数の選択を設けて基本科目の履修を稀薄にしているし、又ある学部には極めて多数の必修科目を設け選択の幅を極度に狭くしている。いかなる教育課程が適当かということは、結局その大学なり学部なり教育精神によつて決定される。新制大学の専門教育をいかなる考えで実施するかによつて決定される。なおいへば大学教育と徒弟教育との相違はその教育課程によつて判別されるとも言えよう。

そこで、本委員会はさしづめ委員校の各学部の教育課程の実体を文部省の協力を得て調査しそれによつて新制大学の教育課程の問題をまともに検討することに決定した。

第三 常置委員会の所管事項

(一) 学生の厚生施設について

学生の保健管理については、昨年も文部省に対して要望したが、国家財政上実現困難な状態である。そのうち左記事項については、次の措置を講ずる。

1、専任職員等の増加及び研修について

健康保険管理のため、常時従事する職員の定員を設け、各大学に医師、看護婦、技術職員を配置し、現在この職に従事している職員に対しては研修会を開催するよう要望する。

2、身体検査の費用増額について

身体検査は健康保険管理、就職斡旋の関係上、今後益々頻繁に行ふ必要があるので、これが費用を少くとも現在の三倍以上に増額することを要望する。

3、学生の保健管理上、学寮の増設整備を要望する。

4、学生の健康保険組合について

学生の健康保険組合については、各大学自体では設立ができないので例えば学徒援護会のような機関に、本会の責任者から援助方を交渉することとする。

(二) 大学学生部の組織機構について

大学学生部の組織機構については、さきに文部省から基準案を各大学へ配付されたが、各大学の事情もあり、基準を考へておく必要があるため専門委員会を設けて研究した結果成案を得たので、これを各大学へ配付し、各大学の事務局、学生部の意見を徴した上、決定したい。

(三) 米国教授団のS・P・Sに関する勧告書について

勧告書閲読の上、本協会として研究調査を必要と思われる事項を委員より二週間以内に本委員会へ提出してもらひ、これをまとめて各大学へ配付し、本委員会はこれを研究して次回の総会へ提出することとする。

第五常置委員会の所管事項

(一) 大学院入学についての協力について

第六回総会においてとりあげられ善処された事項であるが、今後とも一層各大学において協力するよう取計うこと。

(二) 大学に常備してある図書雑誌等の閲覧の便宜供与の協力について

第六回総会の議題であつたが、更にこの方針を拡げて、大学の施設(特に稀少な特殊の器具、機械等)の利用について協力したい。

(三) 学生運動の情報等の交換の協力について

第六回の議題であつたが、更に効果的にすることについて格別の考慮を払われない。たとえば、文部省学生課又は地区別厚生補導研究会等を連絡機関とすること。

(四) 大学の教官を長期講義のために派遣することについての協力方について

大学相互間において教官の派遣が自由になることは、特に希望せられるところであるが、このためには予算的措置が考慮されなければなら

らないので、第六常置委員会において善処方の検討を願いたい。

(四) 大学の国際間の協力について
重要な事項であるので、森戸副会長のユネスコ専門委員としての海外出張より帰朝の後連絡をとり善処する。

第六常置委員会の所管事項

左の二項を決議とし文部省に要望することとなつた。

(一) 大学教官の待遇改善について

我が国大学教官の待遇は、全般的に低く大学教官として教育並びに研究の成果を挙げるに極めて困難である。政府は速かに大学教官の待遇改善を図りたい。特に大学の役職員については、職務手当を支給できるように制度化するとともに、専任教官については従前講座俸があつたのに鑑み、この際研究俸又は研究手当等大学の実状に即した特別の方法により待遇改善を制度化されるよう要望する。

(二) 大学財政の確立について

国立大学は、その使命を達成するため、その基盤である大学財政を強化することが緊要である。このためにはさきに当協会の決議として当局に要望するところがあつたが、文部当局においてはこの際速かに国立大学の財政に関する特別な措置を講ぜられるよう要望する。

第七常置委員会の所管事項

本委員会も昨日午後、教員養成に関する諸問題をいろいろな角度から検討し、話題に上た事項も種々あつたが、特に教員養成学部における科目及び単位に関する事、附属学校の性格とその運用に関する事、卒業生の赴任先である高等学校中学校及び小学校の制度組織等については相当突込んだ話し合いがあつた。しかし、結局目下の最緊急要事は、卒業後の就職と養成数との関係を適正ならしめる方策を講ずることであるということに意見の一致を見、一応の結論としては、

(一) 文部省において養成数を策定するに際しては、一層各地方の実情と大学の意見を参酌するとともに、全国的見地から相当長期の需給関係を検討すること。

(二) 出来得れば、中学校及び小学校につき教員組織の資格別基準とでも云うべきものを文部省において立案し、全国の教育委員会に勧告すること。

(三) 二年課程の養成は、大学の組織からみて不適當であるから、これを大学に附置する短期大学又は臨時教員養成所としなるべく早く四年制度のみとすること。

ということになつたのであるが、この結論はいずれも第一及び第二常置委員会も密接な関連を持つので、この際は総会に報告をして各位の関心を喚起し、今後の研究を要望するに止め、委員会としては次の総会まで第一、第二常置委員会等と連絡をとりつつ更に研究することとする。以上をもつて正午閉会、第七回総会を終了した。

附記

第七回総会の決議に基いて、六月十三日附をもつて、矢内原会長から文部大臣と人事院総裁にあて、左記の通り要請した。(この事については六月十八日附国大協庶第一五九号をもつて、各国立大学長宛に報告済である。)

記

国大協庶第一五九号

昭和二十八年六月十八日

国立大学協会

事務局長 進藤 小一郎 ㊟

各国立大学 長殿

拜啓 深緑の候、益々清祥賀し上げます。

さて、去る六月十日、十一日の両日にわたり開催された国立大学協会第七回総会の協議に基づき、文部大臣及び人事院総裁に対し、別紙の通り、それぞれ要望書を提出して置きました。

右ご諒承願います。

敬具

昭和二十八年六月十三日

国立大学協会長 矢内原 忠雄 ㊟

文部大臣 大 達 茂 雄 殿

去る六月十、十一の両日にわたり開催された国立大学協会第七回定時総会において、大学各級の諸問題につき協議した結果、左記事項は特に重要にして緊急を要するものと認め、全員一致の議を終て、これら事項の緊急に実現されるよう、ここに要請いたします。

記

一、大学教官の待遇改善について

我が国大学教官の待遇は、全般的に低く大学教官として教育並びに研究の成果を挙げるに極めて困難である。政府は速かに大学教官の待遇改善を図らねば。特に大学の役職員については職務手当を支給できするように制度化すると共に、専任教官については、従前講座俸があつたのに鑑み、この際研究俸又は研究手当等大学の実状に即した特別の方法により待遇改善を制度化されるよう要望する。

二、大学財政の確立について

国立大学は、その使命を達成するため、その経済的基盤である大学財政を強化することが緊要であり、このためにはさきに当協会の決議にして当局に要望するところがあつたが、文部当局においては、この際すみやかに国立大学財政に継続性と安定性を与えるような特別な法的措置を講ぜらるるよう要望する。

三、進学適性検査について

進学適性検査の実施の各方面に及ぼす重大性に鑑み、その再検討の必要あることは、当協会からかねて要望して居る点であるが、文部省は速かにその調査研究の結論を出されたい。

四、学生の厚生補導について

学生の厚生補導については、前総会の議に基きかねてその強化方を要望しておいたが、左記事項について緊急に実現されるよう措置されたい。

- 1、健康管理に常時従事する専任職員（医師、看護婦、技術者等）の定員増加

- 2、現在健康管理に従事しておる職員に対する研修の実施

- 3、身体検査に要する経費の増額

- 4、学寮の増設整備

五、中央教育審議会委員について

現在中央教育審議会委員に任命されて居る国立大学長は僅かに一人に過ぎないが、同審議会の重要性に鑑み、国立大学関係の意見が同審議会に一層よく反映できるよう措置されたい。

「写」

昭和二十八年六月十三日

国立大学協会長 矢内原 忠 雄 ㊦

人事院総裁 浅 井 清 殿

去る六月十、十一の両日にわたり開催された国立大学協会第七回定時総会において、全員一致をもつて別紙事項を決議しました。ついてはこの事項の緊急に実現されるよう、ここに要請いたします。

（別紙）

決 議

国立大学協会

一、大学教官の待遇改善について

我が国大学教官の待遇は、全般的に低く大学教官として教育並びに研究の成果を挙げるに極めて困難である。政府は速かに大学教官の待遇改善を図らねば。特に大学の役職員については職務手当を支給できるように制度化すると共に、専任教官については、従前講座俸があつたのに鑑み、この際研究俸又は研究手当等大学の実状に即した特別の方法により待遇改善を制度化されるよう要望する。

二、

會計報告

第七回総会（昭和二十八年六月十日、上野公園、日本学術会議講堂において開催）において承認された本協会の

- 1、昭和27年度決算
- 2、昭和28年度予算

は次表の通りである。

1. 昭和27年度（自昭和27年4月1日 至昭和28年3月31日）決算

国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	備 考
歳入の部	2,169,300	2,169,300	2,186,084	16,784	
1. 会 費	1,165,000	1,165,000	1,165,000	0	内2万円26年度会費 未納会費1万円
2. 予金利子	20,000	20,000	36,684.60	16,684.60	
3. 前年度繰越額	984,300	984,300	984,399.40	99.40	
歳出の部	2,169,300	2,169,300	1,165,158	1,004,142	
A 事業費	862,000	862,000	526,555	335,445	
1. 総会費	225,000	235,000	232,297	2,703	役員会費より1万円流用増 総会費へ1万円流用減
2. 役員会費	90,000	80,000	18,708	61,292	
3. 委員会費	72,000	72,000	53,490	18,510	
4. 会報発行費	75,000	75,000	75,000	0	
5. 調査研究費	400,000	400,000	147,060	252,940	
B 事務費	1,107,300	1,107,300	596,603	510,697	
1. 入件費	600,000	600,000	478,438	121,562	
2. 備品費	50,000	50,000	21,900	28,100	
3. 借用品	20,000	20,000	7,200	12,800	
4. 消耗品	80,000	80,000	20,050	59,950	
5. 印刷費	70,000	70,000	0	70,000	
6. 通信費	100,000	100,000	29,350	70,650	
7. 旅費	100,000	100,000	0	100,000	
8. 雑費	87,300	87,300	39,665	47,635	
C 予備費	200,000	200,000	42,000	158,000	
差引翌年度繰越額	0	0	1,020,926	1,020,926	

2. 昭和28年度(自昭和28年4月1日)至昭和29年3月31日) 予算

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳入の部	2,220,000	
1. 会費 2. 予金 3. 前年度繰越額	1,165,000 35,000 1,020,000	1 学部当り 5,000円 231学部 計 1,155,000円 前年度未収会費 10,000円
歳出の部	2,220,000	
A 事業費	950,000	
1. 総会費 2. 役員会費 3. 委員会費 4. 会報発行費 5. 調査研究費	270,000 90,000 90,000 100,000 400,000	72大学(約150人) 1人 600円 (茶菓弁当代その他) 計 90,000円 年3回分 役員等 20人 1人 300円 (茶菓弁当代その他) 計 6,000円 年15回分 委員等 15人 1人 300円 (茶菓弁当代その他) 計 4,500円 年20回分 一部 200円 250部 計 50,000円 年2回分 調査会, 研究会, (手当, 車代, 茶菓その他)
B 事務費	970,000	
1. 人件費 2. 備借用品費 3. 消耗品費 4. 印刷費 5. 通旅費 6. 雑費	600,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 70,000	職員 3人 1人 年額平均 20万円 机, 椅子等購入 (現在東大から借用中) 事務所賃借料 (ガス, 電気, 電話, 水道料等を含む) 72大学一回平均 1,000円 年50回 (電報, 速達等を含む)
C 予備費	300,000	

3.

昭和二十八年四月一日起算、昭和二十八年十月一日現在

A、収入の部		B、支出の部	
1、会費	九九五、〇〇〇円	1、総会費	一三〇、六五九円
2、予金	七、三〇二円	2、役員会費	一四、五一五円
3、前年度繰越額	一、〇二〇、九二六円	3、委員会費	七、九八〇円
合 計	二、〇二三、二二八円	4、会報発行費	二五、五〇〇円
		5、調査研究費	一一、〇〇〇円
		6、人件費	二六六、二八八円
		7、備用品費	〇円
		8、借入料	三、二〇〇円
		9、消耗品費	六、〇二〇円
		10、印刷費	三一、五〇〇円
		11、通信費	二〇、七四〇円
		12、通旅費	二、九〇〇円
		13、雑費	一一、三三〇円
		14、予備費	〇円
C、差引残額	一、四九〇、五九六円		
	五三二、六三二円		

(昭和二十八年十月一日現在)

(内、一七年度会費)

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。
第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 国立大学の振興につき必要を調査研究
- 二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 一人
- 三 理事 十四人（会長、副会長を含む）
- 四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

第八条 役員及び副会長は、理事の互選により定める。

- 一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。
- 四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会 計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑 則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附 則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表

会長(理事) 矢内原忠雄(東京大)
 副会長(〃) 森戸辰男(広島大)
 理事 小華和忠(帯広畜産大)
 高橋里美(東北大)
 小池敬(秋田大)
 内田俊一(東工大)
 江田正義(横浜国立大)
 戸田正三(金沢大)
 勝沼精蔵(名古屋大)
 服部峻治郎(京都市大)
 今村荒男(大阪大)
 阿部孝(高知大)
 菊池勇夫(九州大)
 鰐淵健之(熊本大)
 中山伊郎(一橋大)
 田中保太郎(神戸大)

各常置委員一覽表

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長 高橋純一(信州大)
 委員 大野純一(小樽商科大)
 西沢喜洋(福島大)
 嘉村平八(九州工業大)
 江国正義(横浜国立大)
 服部峻次郎(京都市大)
 岡出幸生(三重大)
 辻田力(愛媛大)
 鰐淵健之(熊本大)
 緒方健三郎(鹿児島大)

第二常置委員会(学科課程、入学試験に関する問題)

委員長 小池敬事(千葉大)
 委員 井口鹿象(室蘭工業大)
 佐野秀之助(秋田大)
 西野成甫(群馬大)
 大杉繁(静岡大)
 大畑文七(滋賀大)
 阿部孝(高知大)
 野口明(お茶の水大)
 増井光蔵(大分大)
 中沢良夫(京都工芸織大)

第三常置委員会(学生の指導に関する問題)

委員長 東龍太郎(茨城大)
 委員 島善鄰(北海道大)
 小倉勉(山形大)
 安達禎(山梨大)
 田中丑雄(東京農工大)
 田中保太郎(神戸大)
 田中保太郎(和歌山大)
 糸魚川祐三郎(鳥取大)
 下田光造(九州大)
 菊池勇夫(九州大)
 菊植鉄三(商船大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田正三(金沢大)
 委員 今村荒男(大阪大)
 栗原一男(宮崎大)
 松生義勝(東京水産大)
 山内得立(京都学芸大)
 長尾優(東京医歯大)

第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長 寺沢寛一 (電気通信大)

委員 高橋里美 (東北大)

田所哲太郎 (北海道学芸大)

鳥山喜一 (富山大)

北川久五郎 (大阪学芸大)

松山基範 (山口大)

西内松久 (福井大)

竹内松次郎 (福井大)

山根新次 (島根大)

新関良三 (埼玉大)

富野壮子路 (弘前大) (事務取扱)

平沢俊雄 (大阪外国語大)

第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長 沢田節蔵 (東京外語大)

委員 小華和忠 (帝広畜産大)

鈴木重雄 (岩手大)

内田俊一 (東京工業大)

中山伊知郎 (一橋大)

勝沼精蔵 (名古屋大)

清水勤二 (名古屋工業大)

神原甚造 (香川大)

大羽真治 (神戸商船大)

塚本玄門 (福岡学芸大)

第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長 柴沼直 (東京教育大)

委員 木下一雄 (東京学芸大)

上野直昭 (東京芸術大)

清水多栄 (岡山大)

伊藤泰一 (新潟大)

青木文一郎 (岐阜大)

内藤卯三郎 (愛知学芸大)

落合太郎 (奈良学芸大)

児玉桂三 (徳島大)

古屋野宏平 (長崎大)

高倉新一郎 (彰)

木下彰 (彰)

柏木嵩 (嵩)

斯波義慧 (慧)

千々和実 (実)

下村康 (康)

堀岡利潮 (潮)

長岡三利 (利)

村上賢三 (三)

井上吉之 (之)

渡辺信一 (一)

平塚錦平 (平)

中山透 (透)

平岩馨邦 (馨)

沼尻源一郎 (源)

第三、第四常置委員会専門委員 (昭和二十七年十月十日)

北海道大学学生部長

东北大学学生部長

千葉大学教務補導部長

東京大学厚生部長

東京学芸大学教務補導部長

東京教育大学厚生補導部長

一橋大学厚生補導部長

信州大学厚生補導部長

金沢大学学生部長

京都大学学生部長

名古屋大学学生部長

広島大学補導部長

山梨大学厚生補導部長

九州大学学生部長

茨城大学学生部長

第七常置委員会専門委員

進藤小一郎 (東京大学事務局長)

佐藤憲三 (東京工業大学事務局長)

榊島寛之助 (東京外国語大学事務局長)

3、大学卒業予定者に対する就職試験期日 に関する件

本件については、昭和二十八年七月三十一日附国大協庶第一六三号をもつて、各国立大学長宛に詳細通知済でありますから、ご参照願います。

要 点

- 1、各大学側からは、求人側に対して、卒業予定者を推薦するのは十月一日以降とすること。
- 2、国立大学の法学部及び経済学部（商業学部、経営学部を含む）では、業界からの採用申込は九月十五日以降に学生に発表することとし、且つ、一年二期制を採用する学部が夏学期を終了し、その成績を檢定する時期を考慮して、十月二十日すぎに卒業見込者の推薦を行うことを申合せた。
- 3、日本工業教育協会は、関東工業教育協会が発表したその教育制度委員会の報告に基づき昭和二十八年年次大会において下記事項を決議する。

- 一、工業関係大学において昭和二十九年三月卒業予定の学生中から就職希望者を採用者に推薦する事務は昭和二十八年十月十五日以降に於てのみ行う。
- 二、大学院への入学詮衡。官庁への就職詮衡も、産業界への就職

詮衡と略同一時期に行はれるよう、各大学及び官庁に要望する。なお、当局者と業界採用者側との大学卒業者就職問題懇談が六月十二日文科省において開催され、矢内原会長は、本協会を代表して出席された。

4、「進学適性検査について」（調査研究資料） 送付

これは、国大協庶第一五〇号をもつて、昭和二十八年四月二十日、各大学及び関係各方面に頒布した。

5、第七回総会時の要望書

本書、会報第五号第二〇頁に掲載してあります。参照。

6、大学設置審議会委員候補者推薦

文部事務次官から、会長に対しこの事について依頼されたので、国大協庶第一五五号昭和二十八年五月十八日を以て、後任委員二名の倍数四名の候補者を左の通り推薦した。

- | | |
|-----------|---------|
| 一、東京学芸大学長 | 木 下 一 雄 |
| 一、信州大学長 | 高 橋 純 一 |
| 一、茨城大学長 | 鈴 木 京 平 |
| 一、埼玉大学長 | 新 関 良 三 |

7、医学教育に関する調査について

本協会第一常置委員会においては「医学教育に関する意見」を調査することにあり、医学部を有する国立（十九大学）、公立（十四大学）、私立（十三大学）合計四十六大学長に、それぞれ左記事項について調査を依頼した。回答期限は昭和二十八年八月末日までとし、京都大学において取りまとめ調査することとなつてゐる。

医学教育に関する意見

8、丸井学長御逝去

- A 御賛成の箇条の頭に○印をつけて下さい。
現在の制度でよし
B 現在の制度には弊害がある
Ba 医学部自体に悪い影響がある
(主な弊害)
Bb 医学部以外の学部が悪い影響がある
(主な弊害)

弘前大学長丸井清泰殿(医博、理博)は、昭和二十八年八月十九日午後四時半、東北大学医学部付属病院分において逝去になり、九月二十二日弘前大学において大学葬が行われたので、矢内原会長から弔電を寄せられた。

- C 現在の制度を改める
Ca 専属の予科(Premedical course)を置く
Ca a 予科の学生定数は本科と同数にする
Cab 予科の学生定数を本科よりも少数にする
Cb 予科をどこに設けるか
Cba 同一大学の一般教育部に設ける(総合大学の場合)
Cbb 必要の場合には予科を他大学に委託する
D インターン制度は今のまゝでよし
E インターン制度は改める
Ea 全然廃止する
Eb 期間を半カ年にする(最高学年の夏休み等に特別の措置を講じて、ポリクリニック(Polyclinic)を強化する)
- 御回答者名